

## 千葉科学大学 兄弟姉妹学納金減免制度規程（一部抜粋）

### （目的）

第 1 条 この規定は、千葉科学大学に兄弟姉妹で在籍する学部生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象として、学納金減免を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

### （対象）

第 2 条 減免制度の対象となる学生は、兄弟姉妹と在学期間が重複する学生（以下、「減免対象学生」という。）とし、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1) 戸籍上、兄弟姉妹であること。
- 2) 休学あるいは休学申請を行っていないこと。

### （減免等の重複等）

第 4 条 減免対象学生が本学が設ける他の入学金減免制度又は授業料減免制度の対象となる場合は取扱いは以下のとおりとする。

### （入学金）

1) 本学が設ける他の入学金減免制度と重複する場合、免除金額の大きい減免制度を適用し、兄弟姉妹学納金減免制度の減免の対象外とする。

### （入試特待生）

2) 入試特待生制度と重複する場合、入試特待生制度により、授業料が減免されている期間は減免の対象外とする

### （学業奨学生等）

3) 学業奨学制度及び自然災害による就学困難学生に対する授業料減免措置に定める減免制度との重複は妨げない

### （減免の取り消し）

第 5 条 減免対象学生が次の各号のいずれかに該当する場合、減免対象学生の減免を取り消す。

- 1) 兄弟姉妹の重複期間が解消したとき
- 2) 減免対象が休学したとき（ただし、学長がやむを得ないと判断した場合を除く）
- 3) 減免対象学生又は減免対象学生の兄弟姉妹のいずれかが学納金を滞納したとき
- 4) 減免対象学生が千葉科学大学学則第 49 条に定める懲戒処分を受けたとき